

滑有協第55号

滑川市有害鳥獣対策協議会狩猟免許等取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年12月8日

滑川市有害鳥獣対策協議会 会長 澤田隆之

滑川市有害鳥獣対策協議会狩猟免許等取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市有害鳥獣対策協議会狩猟免許等取得補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 会長は、鳥獣被害対策実施隊員を育成するため予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新規に狩猟免許（わな猟）を取得し、狩猟者登録し、滑川市猟友会に加入した者であること。
- (2) 新規に狩猟免許（第一種銃猟）及び猟銃所持許可証を取得し、狩猟者登録し、滑川市猟友会に加入した者であること。
- (3) 前各号に準じ、会長が特に適当と認めるもの。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる対象経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、滑川市有害鳥獣対策協議会狩猟者免許等取得補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請書の内容について審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、滑川市有害鳥獣対策協議会狩猟免許等取得補助金決定通知書（様式第2号）により交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月8日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	免許種別	補助限度額
狩猟免許取得に係る経費 及び猟銃等所持許可証取得に係る経費	わな免許取得者	5千円
	第一種銃猟免許取得者	3万円